

公益財団法人人権教育啓発推進センターインターンシップ実施要領

1. 趣旨

本要領は、大学、大学院(以下「大学等」という)に在籍する学生を対象として、本法人において就業体験実習(以下「実習」という。)を行う場合における実施方法、実習生の資格要件、服務、その他必要事項を定めるものである。

2. 実習の目的

本実習は、大学等の学生を本法人において実習を行わせることにより、学生の職業意識を高めるとともに、本法人の業務について理解を深めることを目的とする。

3. 実習生の資格要件

実習生は、原則として大学等の学生であり、意欲、成績、人物素行等に優れ、服務規律等を遵守することが確実であるとして所属大学等の教授等が推薦した者とする。

4. 実習期間

実習期間は、原則として、毎年度7月から9月又は12月から翌年3月までの間とし、具体的日程については、インターンシップの実習生(以下「実習生」という)と協議の上、決定する。

5. 実習時間

実習時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前9時00分から午後5時00分までとする。ただし、本法人が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、上記時間外においても実習を実施することができるものとする。

6. 実習場所

実習場所は、原則として、本法人事務局(東京都港区芝大門2丁目10-12 KDXビル4F)とする。

7. 実習生の受入れ

- (1) 実習生の受入れは、若干名とする。
- (2) 大学等の教授等の推薦及び本法人ホームページ等を通じて実習生を募集する。
- (3) 実習希望者は、本法人に所定の申請書、履歴書及び志望理由を提出するとともに、大学等の就職担当部局等に本法人に応募する旨の連絡をする。
- (4) 本法人は、受け入れる実習生を選考、決定し、実習希望者に通知する。
- (5) 実習生の受入れにあたっては、実習生と本法人との間で、実習期間中における

遵守事項等を記載した覚書を締結する。

(6)実習生は実習開始前に服務規律の遵守にかかる誓約をしなくてはならない。

8. 実習に係る費用

本法人は、実習生に対し、賃金、報酬、手当て及び交通費その他の費用を支給しない。

9. 服務等の取扱い

- (1)実施期間中、実習生は本法人の職員としての身分は保有しないが、本法人の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (2)上記(1)に該当する場合の他、実習生が本要領に従わない場合その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、本法人は速やかに大学等にその旨を通知することとする。
- (3)実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、大学等で負うものとする。
- (4)実習の欠勤は、正当な事由がある場合以外はこれを認めない。
- (5)実習生は、上記(1)により実習を欠勤する場合は、事前に本法人に申し出てその指示に従うこととする。やむを得ず事前に申し出ができない場合には、事後、速やかに本法人に連絡することとする。

10. 秘密の遵守

- (1)実習生は実習中に知り得た本法人及び本法人の事業等に関係する個人及び団体の秘密を第三者に実習中及び実習終了後においても漏らしてはならない。
- (2)実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に本法人の承認を得なければならない。

11. 災害補償

本法人は、実習中の事故等により実習生が傷害を負った場合又は実習生が関係者に損害を与えた場合等に備え、実習生をインターンシップ等の賠償責任保険もしくはそれに類する保険に加入させることとする。この場合の費用は、本法人が負担する。

12. その他

実習の実施について、疑義が生じた事項については、実習生と本法人が協議した上、決定する。

附則

本実施要領は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附則

本実施要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。